

昭和二十二年法律第六十一号

檢察庁法

第一条 檢察官は、檢察官の行う事務を統括するところとする。

第二条 最高檢察官は、最高檢察官、高等檢察官、地方檢察官及び区檢察官とする。

地方檢察官は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。最高檢察官の位置並びに最高檢察官以外の檢察官の名称及び位置は、政令でこれを定める。

法務大臣は、必要と認めるときは、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の支部にそれぞれ対応して高等檢察官又は地方檢察官の支部を設け、当該檢察官の事務の一部を取り扱わせることができる。

第三条 檢察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判所の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第五条 檢察官は、いずれかの檢察官に属し、他の法令に特別の定めのある場合を除いて、その属する檢察官の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。

第六条 檢察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

第七條 檢察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七條 検事総長は、最高檢察官の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての檢察官の職員を指揮監督する。

第八條 検事長は、最高檢察官に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるときは、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第九條 各地方檢察官に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

第十條 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区檢察官に在る区檢察官の職員を指揮監督する。

第十一條 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する檢察官に、第七條第一項、第八條又は第九條第二項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第十二條 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する他の檢察官に取り扱わせることができる。

第十三條 検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるときは、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その庁の他の檢察官が、法務大臣の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

第十四條 法務大臣は、第四條及び第六條に規定する檢察官の事務に関し、檢察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮すること

第十五條 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

第十六條 検事長、検事及び副検事の職は、二級とする。

第十七條 法務大臣は、高等檢察官の職にこれを補するものとする。

第十八條 二級の檢察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在った者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者

副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 司法修習生となる資格を得た者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在った者

三 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

第十九條 一級の檢察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。

一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士士の職に在った者

二 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

三 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

四 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

五 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

六 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

七 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

八 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
 三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者
 四 前条第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。

第二十條 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第二十一條 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第二十二條 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十三條 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免することができ、
 検察官は、左の場合に、その適格に關し、検察官適格審査会の審査に付される。

一 すべての検察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合

三 職権で各検察官について随時審査を行う場合

検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

検察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員をもつてこれを組織する。ただし、委員となる国会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。

各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に關する事項は、政令でこれを定める。

第二十四條 検事長、検事又は副検事が検察官適格審査会に關する事項は、政令でこれを定める。

第二十五條 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失ひ、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第二十六條 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。

検事総長秘書官は、二級とする。

検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に關する事務を掌る。

第二十七條 検察庁に検察事務官を置く。

検察事務官は、二級又は三級とする。

検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第二十八條 検察庁に検察技官を置く。

検察技官は、二級又は三級とする。

検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第二十九條及び第三十條 削除

第三十一條 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互に必要な補助をする。

第三十二條 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第三十二條の二 この法律第十五條、第十八條乃至第二十条及び第二十二條乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責

附則

第三十三條 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第三十四條 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

附 則（昭和三十六年六月二日法律第一一一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。
（常勤の職員に対する暫定措置）

3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

（未帰還職員）

11 未帰還職員に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年五月二六日法律第三三〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年二月三〇日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二三日法律第八二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和五八年二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成十一年七月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年二月二二日法律第二六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成十六年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条(判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四百六十六号)第一条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十四条、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十九条並びに弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

附則 (平成一七年七月一五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一・二 略

三 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十八条

附則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・三 略

四 第三条中特許法第七條第三項の改正規定、第九條の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百二十二條第一項及び第六項の改正規定、第九十五條

第六項の改正規定並びに第九十五條の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六條及び第七條の規定並びに附則第十一条、第十五條、第二十三條及び第二十五條から第三十二條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和元年六月二六日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第二条、第四条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定 平成三十四年十月一日